

カーボンファットプリント製品種別基準 (CFP-PCR)

(認定 CFP-PCR 番号 : PA-BO-03)

対象製品 : 文具・事務用品

(紙製品、ファイル・バインダー、筆記具類、オフィス家具を除く)

2013年8月26日 認定

2018年8月26日 更新

カーボンファットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は2020年3月31日までとする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンファットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可

能である。

“文具・事務用品(日学用・事務用紙製品、ファイル・バインダー、筆記具類、オフィス家具を除く)”
Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of
“Stationery Products・Office Supplies”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「文具・事務用品(紙製品、ファイル・バインダー、筆記具類、オフィス家具を除く)」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて“文具・事務用品(日学用・事務用紙製品、ファイル・バインダー、筆記具類、オフィス家具を除く)”を対象とする算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象商品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	オフィス、学校および家庭などで使用される文具および事務用品のうち次の商品を除いたもの。 ① “PA-AZ 日学用・事務用紙製品”、“PA-AR ファイル・バインダー”、“PA-AS 筆記具類”、および “PA-AK オフィス家具”に含まれるもの。 ②高压ガスを使用したスプレー式のもの(ダストブロワー、スプレーのりなど)。 ③使用段階において、エネルギーを消費するもの。 この CFP-PCR の対象商品の詳細を附属書 A(規定)に示す。
2-2	機能	文具・事務用品の提供
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位(冊、枚、台、本、個もしくはパック)とする。詰め替え用テープなど交換可能な部品について、別売りされている場合は独立した表示単位とする。
2-4	対象とする構成要素	・商品本体 ・付属品 ・包装材料 詰め替え用テープなどなど交換可能な部品などについて、別売りされている場合は独立した表示単位とする。
3	引用規格および引用 CFP-PCR	・包装に関する用語の定義について「JIS Z 0108 包装用語」を引用した ・現段階(2013 年 7 月 1 日時点)で引用する CFP-PCR は、次の通り。 「PA-BC プラスチック製容器包装」
4	用語および定義	①ポストコンシューマ材料 製品(成型製品)として使用された後に、廃棄された材料または製品。 ②プレコンシューマ材料 製品を製造する工程(成型工程)の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集(回収物流)および分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。 ③オフグレード品 プラスチックの原材料生産段階において、バージン品のポリマー生成段階で発生した規格外の材料のこと。

		<p>④バージン品 プラスチックの原材料生産段階において、通常のポリマー生成工程を経て製造された規格内の材料のこと。</p> <p>⑤包装材料 包装、容器などに用いる材料。略して包材ともいう。[JIS Z 0108 包装用語]</p> <p>⑥個装 物品個々の包装で、物品の商品価値を高めるため、または物品個々を保護するために適切な材料、容器などを物品に施す技術、または施した状態。また、商品として表示などの情報伝達の媒体にすることもできる。[JIS Z 0108 包装用語]</p> <p>⑦内装 包装貨物の内部の包装で、物品に対する水、湿気、光、熱、衝撃などを考慮して、適切な材料、容器などを物品に施す技術、若しくは施した状態。[JIS Z 0108 包装用語]</p> <p>⑧外装 包装貨物の外部の包装で、物品若しくは包装物品を箱、袋、たる、缶などの容器に入れ、または無容器のまま結束し、記号、荷印などを施す技術、または施した状態。パッキングともいう。[JIS Z 0108 包装用語]</p> <p>⑨物流資材 パレット、コンテナ[JIS Z 0108 包装用語]など、繰り返し使われる輸送用の資材のこと。</p> <p>⑩輸送包装 輸送を目的として物品に施す包装。こん包と呼ぶこともある。[JIS Z 0108 包装用語]なお、この CFP-PCR では通信販売に用いられる梱包材を指す。</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>・この CFP-PCR の対象商品における“原材料”“中間製品”的定義を附属書 C(規定)に示す。</p> <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・投入物を外部から調達する場合に使用される原材料・中間製品梱包材や輸送用資材の製造および輸送プロセスに係る負荷 ・完成品梱包に用いる副資材(段ボール封かん用のテープなど)に係る負荷 ・ロット番号の捺印に係る負荷

		<ul style="list-style-type: none"> ・同敷地内の移動に係る負荷 ・倉庫での保管プロセスに係る負荷 ・マシンオイルなど生産設備および商品の潤滑剤に係る負荷 ・成型時の離型剤に係る負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書B(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない
6	全段階に共通して適用するCFP算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書D(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。なお、プラスチック製容器包装CFP-PCRの対象となるものについては、「PA-BCプラスチック製容器包装」の廃棄物等の処理のシナリオを適用してもよい。</p>
6-8	その他	特に規定しない。
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<ol style="list-style-type: none"> ① 「樹脂部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ② 「金属部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ③ 「紙部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ④ 「その他の部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ⑤ 「包装材料」の製造および輸送に係るプロセス

7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。		
		① 「樹脂部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
		「樹脂部品の原材料(PP、PS、PC、POM、ABS等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」製造原単位
		「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
		「樹脂部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		「廃棄物等」「廃水」 ※2		
		② 「金属部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
		「金属部品の原材料(ステンレス、冷延鋼板、線材等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」製造原単位
		「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
		「金属部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		「廃棄物等」「廃水」 ※2		
		③ 「紙部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
		「紙部品の原材料(上級印刷紙、板紙等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」製造原単位
		「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
		「紙部品の原材料」	※1	「各輸送手段」

製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)		輸送原単位
「廃棄物等」		
「廃水」		

④ 「その他の部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
「他の部品の原材料(酢酸ビニルエマルジョン、NBR、ポリビニールホルマール等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」製造原単位
「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または 二次	「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および 使用原単位
「他の部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「積載率」と「輸送負荷(輸送トンキロ)」

※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位
「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位

			シナリオ							
⑤「包装材料」の製造および輸送に係るプロセス										
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名						
「包装材料」 製品生産サイトへの投入量		一次	「容器包装」 製造原単位							
「包装材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)		※1	「各輸送手段」 輸送原単位							
7-3	一次データの収集方法 および収集条件	投入質量の把握の際、シート状の原材料については、原反寸法を把握し、 単位面積あたりの質量を掛けて算出してもよい。								
7-4	シナリオ	特に規定しない。								
7-5	その他	<p>【リサイクル樹脂の扱いについて】 原材料の中で、リサイクル樹脂を使用している場合、次の一次データ(生産量、投入した廃棄物、その他副資材、ユーティリティ、水の種類と量、廃棄物の種類・量・処理方法)を収集することとする。一次データが入手困難な場合、リサイクル樹脂の処理プロセスに関する二次データを使用して算定してもよい。</p> <p>①ポストコンシューマ材料 ベール化等のリサイクルの準備プロセスが実施されたものをリサイクルペレット製造サイトまで輸送するプロセス、および“選別”“洗浄”“破碎”“再ペレット化”等の処理プロセスについて一次データを収集する。</p> <p>②プレコンシューマ材料 ベール化等のリサイクルの準備プロセスが実施されたものをリサイクルペレット製造サイトまで輸送するプロセス、および“破碎”“再ペレット化”等の処理プロセスについて一次データを収集する。</p> <p>③オフグレード品 バージン樹脂の製造に係る GHG 排出量に加え、ベール化等のリサイクルの準備プロセスを施された後のオフグレード品をリサイクルペレット製造サイトまで輸送するプロセス、および“再ペレット化”等の処理プロセスについて一次データを収集する。</p>								
8	生産段階に適用する項目									
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 中間製品の加工プロセス ② サイト間輸送プロセス ③ 完成品の加工・梱包プロセス								
8-2	データ収集項目	次に示すデータ項目を収集する。 <p>① 中間製品の加工プロセス、③完成品の加工および梱包プロセス</p> <table border="1"> <tr> <td>活動量の項目名</td> <td>活動量の区分</td> <td>活動量に乘じる原単位の項目名</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>①一次または二次 ③一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および</td> </tr> </table>			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	①一次または二次 ③一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名								
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	①一次または二次 ③一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および								

		<table border="1"> <tr><td>「廃棄物等」</td><td></td><td>使用原単位</td></tr> <tr><td>「廃水」</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※2</td><td></td><td></td></tr> </table>	「廃棄物等」		使用原単位	「廃水」			※2											
「廃棄物等」		使用原単位																		
「廃水」																				
※2																				
<p>② サイト間輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 ※2</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」 ※2											
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																		
「廃棄物等」 ※2																				
<p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2に順ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、7-2に順ずる。</p>																				
8-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。																		
8-4	シナリオ	特に規定しない。																		
8-5	その他	特に規定しない。																		
9	流通段階に適用する項目																			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <p>① 「完成品」の輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成品製造サイトからメーカー倉庫までの輸送に関わるプロセス ・メーカー倉庫から最終消費者までの輸送に関わるプロセス <p>②流通段階における、包装材料(内装、外装)の廃棄プロセス</p>																		
9-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>①「完成品」の輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「完成品」 輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②流通段階における、包装材料(内装、外装)の廃棄プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「包装材料(内装、外装)」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「包装材料(内装、外装)」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「包装材料(内装、外装)」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分焼却」 原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「完成品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「包装材料(内装、外装)」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「包装材料(内装、外装)」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	「包装材料(内装、外装)」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「完成品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「包装材料(内装、外装)」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
「包装材料(内装、外装)」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位																		
「包装材料(内装、外装)」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位																		

		「包装材料（内装、外装）のうち有機物資源」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物資源」 嫌気性分解原単位																		
※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2に順ずる。																						
9-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。																				
9-4	シナリオ	特に規定しない。																				
9-5	その他	特に規定しない。																				
10	使用・維持管理段階に適用する項目																					
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 ・消費者が購入した商品を使用するプロセス																				
10-2	データ収集項目	このPCRの対象製品は、使用時にエネルギーを消費しないため、使用・維持管理段階におけるデータ収集項目はない。																				
10-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。																				
10-4	シナリオ	特に規定しない。																				
10-5	その他	特に規定しない。																				
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																					
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス ②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス																				
11-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」 成分 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分焼却」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」 埋立処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table> ②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> </table>			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位	「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	「使用済み製品」 成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位	「使用済み製品」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																				
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位																				
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位																				
「使用済み製品」 成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位																				
「使用済み製品」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位																				
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																				

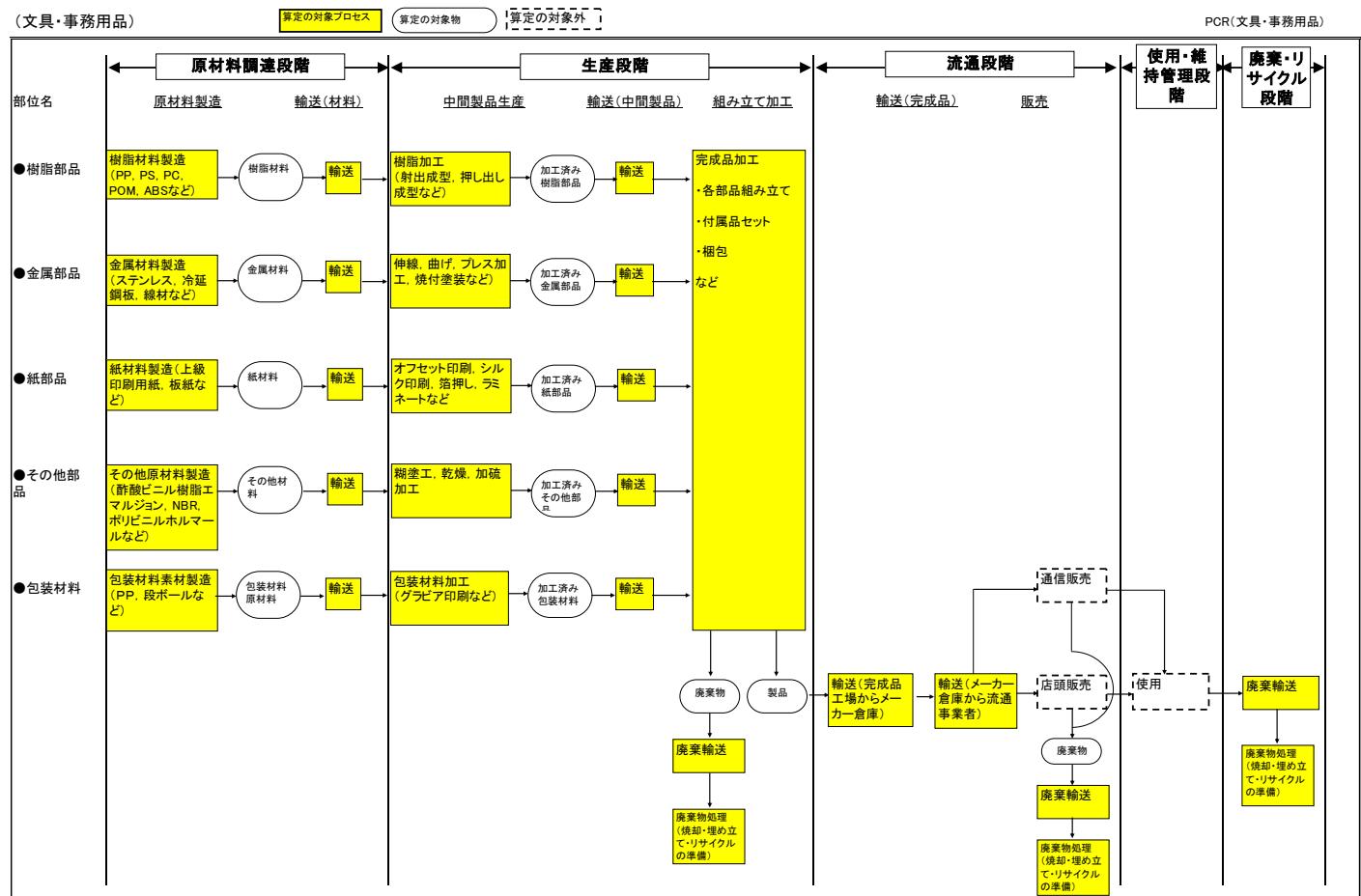
		「廃容器包装、付属品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
		「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量(または燃料 使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位
		「廃容器包装、付属品のうち化石資源 由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成 分焼却」 原単位
		「廃容器包装、付属品のうち有機物資 源」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物資源」 嫌気性分解原単位
※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2に順ずる。				
11-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。		
11-4	シナリオ	<p>【廃棄物等の処理方法に関する規定】</p> <p>廃棄物等の処理方法割合については、次のシナリオを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃容器包装」の廃棄処理シナリオは、「容器包装 CFP-PCR」のシナリオ ・「使用済み製品」の廃棄処理シナリオは、次のシナリオおよび二次データを使用して算定してもよい。次のシナリオは、“一般廃棄物の排出および処理状況など(平成18年度実績)について”(環境省)における一般廃棄物の処理状況を適用したものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・92%が焼却処理される。 ・3%が直接埋立処理される。 ・5%がリサイクル処理される。 <p>ただし、調査対象範囲が適切で、より新しい調査対象期間であることが望ましい。</p>		
11-5	その他	特に規定しない。		
12	CFP宣言方法			
12-1	追加情報	特に規定しない。		
12-2	登録情報	<p>【表示を推奨する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詰替え用テープなど交換可能部品を使用した場合の GHG 削減効果(交換可能部品の GHG 削減効果に関しては、交換可能部品が個別商品として CFP 算定値に関して検証を受けている場合に限ることとする。また、削減効果の表示は、補充品を1個使用した場合の本体と帆準品との GHG 排出量の差を表示することとし、補充品1個あたりの容量を明記する) ・商品の減量化・工場での使用エネルギーの削減などを行った場合の改善効果 		
12-3	その他	特に規定しない。		

附属書A:文具・事務用品(日学用・事務用紙製品、ファイル・バインダー、筆記具類、オフィス家具を除く)PCR 対象商品一覧(規定)

商品呼称は”グリーン購入法(文具類)の手引 一般社団法人全日本文具協会作成”より引用

・定規	・カードケース	・トレー	・デスクマット	・カッティングマット
				
・ペンスタンド	・メディアケース	・マウスパッド	・テープのり	・修正テープ
				
・名札(机上型)	・名札(衣服取付型・首下げ型)	・クリップケース	・スタンプ台	・マグネット(玉)
				
・マグネット(バー)	・テープカッター	・レターケース	・ステーブラー針 リムーバー	・鉛筆削(手動)
				
・カッターナイフ	・ステープラー	・はさみ	・パンチ	・手提金庫
				
・印箱	・丸刃式紙裁断機	・直刃式紙裁断機 (ペーパーカッター)	・断裁器	・ナンバーリング
				
・数取器	・ブックエンド	・ステープラー針	・ゼムクリップ	・ダブルクリップ
				
・その他クリップ類 (目玉、山型など)	・ペンケース	・画鋲、ピン	・マグネットフック	・漫透印
				
・額縁				
				

附属書 B: ライフサイクルフロー図(参考)



附属書 C:原材料、中間製品および完成品の定義(規定)

この CFP-PCR では、原材料調達段階で製造される”原材料”、生産段階で発生する”中間製品”、および”完成品”について次のように取り扱う。

C.1 原材料

”原材料”とは中間製品(完成品)の加工で必要とされる「全ての」材料とし、この CFP-PCR では原材料調達段階として扱う。

代表例を次に示す。

種類	原材料名
樹脂材料	ABS
樹脂材料	PE
樹脂材料	PET
樹脂材料	PET フィルム (T ダイ製膜加工)
樹脂材料	POM
樹脂材料	PP
樹脂材料	PP フィルム (キャストフィルム加工)
樹脂材料	PS
樹脂材料	PVA
樹脂材料	PVC
樹脂材料	エチレン・プロピレン・ジエンターポリマー
樹脂材料	エポキシ樹脂
樹脂材料	ナイロン 6
樹脂材料	フェノール樹脂
樹脂材料	ポリアクリロニトリル繊維
樹脂材料	ポリウレタン (軟質)
樹脂材料	ポリエーテルポリオール
樹脂材料	ポリカーボネイト
樹脂材料	ポリブチレンテレフタレート
樹脂材料	メタクリル樹脂
樹脂材料	メラミン樹脂
樹脂材料	塩化ビニリデン樹脂
樹脂材料	高密度ポリエチレン (HDPE)
樹脂材料	再生ポリオレフィンペレット
樹脂材料	発泡ポリスチレン
金属材料	アルミ圧延品 (板材)
金属材料	アルミ押出品 (形材)
金属材料	アルミ押出品 (棒材)
金属材料	アルミ箔
金属材料	ステンレス鋼・線材

種類	原材料名
金属材料	ステンレス鋼板・冷延鋼板
金属材料	快削黄銅棒
金属材料	電気銅
金属材料	普通銅・線材
金属材料	普通銅・冷延鋼板
金属材料	洋白
紙材料	段ボール
紙材料	板紙
紙材料	洋紙
紙材料	上級印刷紙
紙材料	再生上質紙
紙材料	上質塗工紙
紙材料	中質微塗工紙
紙材料	未晒包装紙
紙材料	新聞用紙
紙材料	外装用ライナー
紙材料	中しん原紙
紙材料	高級白板紙
紙材料	特殊白板紙
紙材料	塗工白ボール
化学品	エチレン酢酸ビニル共重合体
化学品	キシレン
化学品	グラビアインキ
化学品	にかわ
化学品	ビスフェノール A
化学品	フタル酸ジオクチル
化学品	プロピレングリコールメチルエーテル
化学品	ポリ酢酸ビニルエマルジョン
化学品	メチルイソブチケトン(MIBK)
化学品	平版インキ

C.2 中間製品

”中間製品”とは、”原材料”に何らかの加工が付加された部品のことをさし、その加工プロセスを生産段階として扱う。次に代表例を示す。

＜各部品＞

”原材料”に射出成型、プレス成形、糊塗工などの加工が施されたもの。

名称は製品によって異なるため、代表例を下記に示す。

＜付属品＞

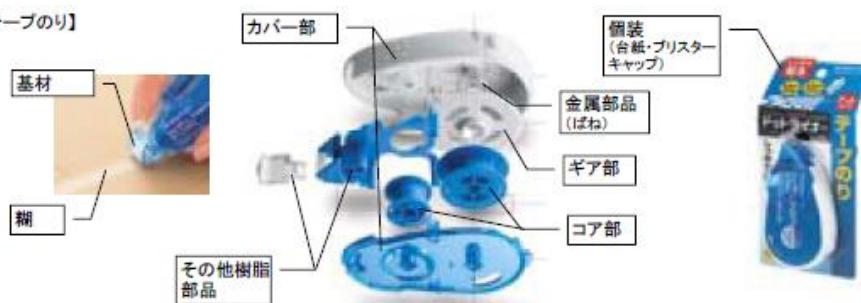
”原材料”にオフセット印刷などの加工が施されたもの(例:取り扱い説明書など)。

<個装>

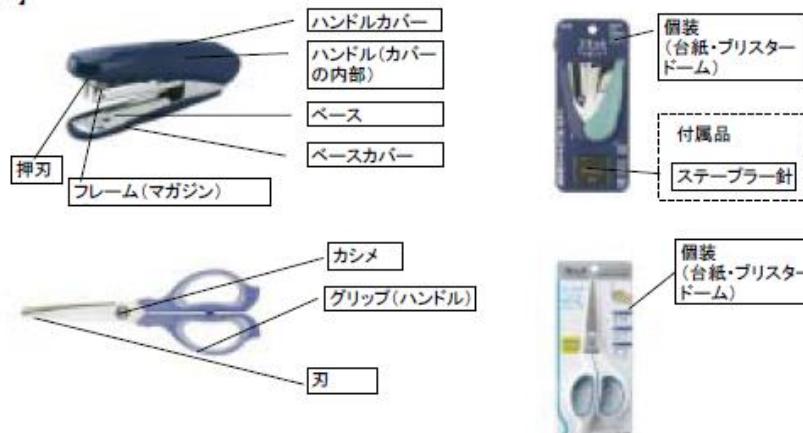
物品個々の包装で、物品の商品価値を高めるため、または物品個々を保護するためのもの（”原材料”にグラビア印刷、ブロー成型、トムソン抜きなどの加工が施されたもの）。

(中間製品の例)

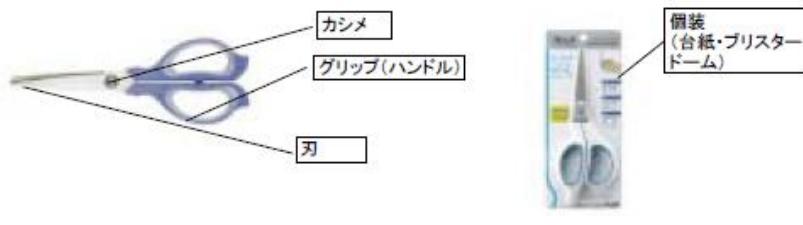
【テープのり】



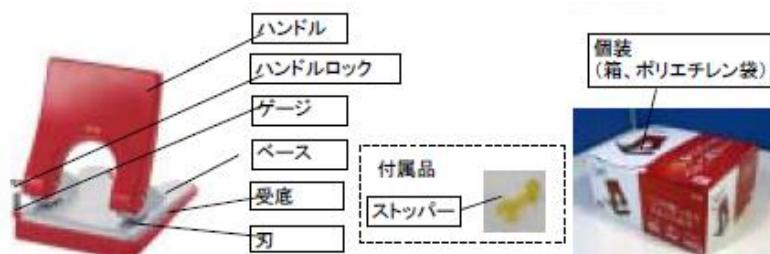
【ステーブラー】



【はさみ】



【パンチ】



【ゼムクリップ】



【漫透印】



C.3 完成品

”完成品”とは、販売単位に含まれる「全ての」付属品、容器包装を含む、”原材料”、”中間製品”を完成加工したもの。

附属書 D:輸送シナリオ(規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

D1. 輸送距離

- ・市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- ・県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km
- ・特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・海外における陸送距離:500 km
- ・港→港;港間の航行距離

D2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	<p>①原材料の輸送(原材料メーカー⇒中間製品サイト[完成品サイト])</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p> <p>②原材料の輸送(海外での国内輸送)</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p> <p>③ リサイクル樹脂の輸送(廃棄物発生元⇒回収業者⇒リサイクルペレット製造サイト) (リサイクルペレット製造サイト⇒中間製品サイト[完成品サイト])</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>
生産段階	<p>中間製品の輸送(中間製品サイト⇒完成品サイト)</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 25 %</p> <p>生産段階で発生する廃棄物の輸送</p> <p><輸送距離> 100 km <輸送手段> 2トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>
流通段階	<p>※「完成品サイト」から「メーカー倉庫」間(メーカー倉庫間の移送も含む)</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 25 %</p> <p>※「メーカー倉庫」⇒「流通事業者」⇒最終消費者</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 25 %</p> <p>流通段階で発生する廃棄物の輸送</p> <p><輸送距離> 100 km <輸送手段> 2トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>
廃棄・リサイクル段階	<p>ごみ集積所から処理施設までの輸送</p> <p><輸送距離> 50 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>

附属書E:国際航行距離(参考)

国際航行距離については、次の距離データを使用してもよい(国ごとに代表港を設定し、Lloyd's Register Fairplay 「Ports & Terminals Guide 2003-2004」の距離データを抽出したもの)。

なお、このデータは二国間で直接輸送される場合の輸送距離とし、他国を経由して輸送される場合は、経由国間ごとの距離を合計して算定することとする。

【海外調達の場合の取扱い】

- ・海外調達の場合の輸送は、日本国内輸送(日本の港から日本の生産場所)の他に、対象国内の国内輸送を含む国間輸送距離と輸送手段(不明な場合はコンテナ船<4000 TEUとする)の一次データを収集すること。
- ・対象国の国内輸送が不明な場合は、附属書D(規定)を参照する。

<アジア>

- ・日本～韓国:1,156 km
- ・日本～ロシア(極東) :1,677 km
- ・日本～中国:1,928 km
- ・日本～台湾:2,456 km
- ・日本～マレーシア:5,683 km
- ・日本～タイ:5,358 km
- ・日本～インドネシア:5,834 km
- ・日本～サウジアラビア:12,084 km
- ・日本～ベトナム: 4,393km

<北米>

- ・日本～カナダ:7,697 km
- ・日本～アメリカ合衆国:8,959 km

<南米>

- ・日本～ペルー:15,572 km
- ・日本～チリ:17,180 km
- ・日本～ブラジル:21,022 km

<オセアニア>

- ・日本～オーストラリア:8,938 km
- ・日本～ニュージーランド:8,839km

<ヨーロッパ>

- ・日本～フランス:25,999 km
- ・日本～イギリス:26,297 km
- ・日本～ドイツ:27,175 km
- ・日本～ロシア(欧洲側) :29,007 km

【CFP-PCR 改訂履歴】

認定 CFP-PCR 番号	公表日	改訂内容
PA-BO-02	2010 年 9 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本ルールの改定に伴う変更 ② 新しい PCR 原案テンプレートへの対応 ③ 各段階(廃棄・リサイクル段階以外)から廃棄される廃棄物のリサイクルの取り扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR 策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)。 ④ 廃棄物が有価で引き取られているものの取り扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR 策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準を準用」)。
PA-BO-03	2013 年 8 月 26 日	CFP制度試行事業よりCFPプログラムへの移行に伴うルール改定の反映およびCFP-PCR書式に対応するよう旧フォーマットから変更。
	2018 年 8 月 26 日	更新